

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成30年 6月 6日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

### 【件名及び発言の要旨】

- 1 日本語での 119 番通報が困難な外国の方に、多言語で 24 時間対応できる「三者間同時通訳システム」を導入する必要性について

今後さらに日常的に外国の方々がふえていく本市は、横須賀再興のためにも「多文化共生のまち」へ進化していかねばならない。従来の日本人市民中心の対応では不十分で、外国の方々も地域の担い手として安心して安全に本市で暮らしていかれるように、行政のあり方も変わっていく必要がある。

現在、本市は米海軍横須賀基地の「急派センター」に通訳を依頼し、また、救急隊による翻訳アプリ「救急ボイストラ」の使用によって、英語圏の方々の通報と、救急隊にアクセスできた後の 15 カ国語対応は可能だが、英語以外で 119 番通報を行う方々への対応が抜け落ちている。

- (1) 日本語での 119 番通報が困難な外国の方が緊急時にも安心して医療へアクセスできるようにするために、多言語で 24 時間対応できる「三者間同時通訳システム」を早急に導入すべきではないか。

## 2 来年度開設予定の不妊専門相談センターのあり方について

我が国では6組に1組が不妊カップルで、子どもの24人に1人が生殖補助医療（以下、ART）によって生まれている。不妊・不育は国民全体のテーマだが、専門的な相談支援が極めて不足している。本市は、新たに「不妊専門相談センター」の2019年度開設を目指して検討をスタートした。センターは重要な役割を果たす存在となり得るため、そのあり方について問う。

### (1) 機能と名称について

ア 既に本市は不妊症だけでなく不育症の相談も受けてきたので、当然センターにおいても不育症の相談も受けるべきではないか。

イ 不育症の相談も受けることが明確にわかるように、名称は「不妊・不育専門相談センター」とすべきではないか。

### (2) 運営形態について

ア センターの運営形態は外部委託ではなく、市民がいつでも相談できるように、こども育成部内への常設とし、専門家の招聘と本市職員による「専門性の高い相談支援」を実現すべきではないか。

### (3) 相談支援機能のあり方について

国がセンターに求める機能は3つあるが、1つ目は、充実した相談支援機能だ。先行して開設した県内の4センターは相談日が極めて少なく不十分だ。

ア 本市には特定不妊治療・不育症治療の専門医療機関がないため、本市のセンターは平日・土日も毎日相談を受けられる体制とすべきではないか。

イ 面接・電話・メールなど多様な相談形態を可能とすべきではないか。

### (4) 正しい情報の普及啓発の拡充と当事者の声の必要性について

センターに求められる2つ目の機能は、専門家による不妊・不育、ART等の正しい情報の普及啓発のために定期的に講演

会などを開催することだ。本市はこれまで年1回のペースで実施してきた。

- ア センターの開設に際して、参加しやすさを向上させるために、さらに開催回数をふやすなどの取り組みが必要ではないか。
- イ 専門家の講演だけでなく、実際に治療を受けてこられた当事者の方々にみずからの体験をお話ししていただく機会も設けるべきではないか。

(5) 当事者会・交流会への支援機能の必要性について

センターに求められる3つ目の機能は、当事者会や交流会への支援だ。

- ア 本市には専門医療機関も民間団体も存在しないため、センター開設に際して、当事者会の開催や治療経験者との交流の場も設けるべきではないか。

(6) 治療を始める前から卒業を視野に入れられる相談支援、卒業を考えている人、卒業した人に寄り添える機能の必要性について

治療にはさまざまな限界があり、妊娠・出産に至らずに卒業する方々も多い。治療の卒業にまつわる現実当事者はとても苦しんでいるが、治療開始前の段階から卒業を見据えた支援が必要にもかかわらず、現状では何の支援もない。

- ア センター設置に際しては、治療開始前から卒業も視野に入れた相談支援と、卒業を考えている人の葛藤への寄り添い、卒業後のケアなどを行う機能も検討すべきではないか。

(7) 相談と同時に養子縁組・里親制度を周知する必要性について

アメリカや北欧では不妊治療と同じくらい、養子縁組が一般的だ。不妊治療回数が世界一多い日本だが、養子縁組はほとんど普及していない。日本には「生みの親」のもとで育つことができない子どもが約4万6,000人もいる。

日本は血縁にこだわる風土があるが、治療を通じて、自分たちの本当の望みは「遺伝的つながりのある妊娠」ではなく「子どもを育てること」「親になること」だと明確になり、養子縁組や

里親を望む人も多くなる。

しかし、特別養子縁組などは年齢制限があり、治療の卒業後に制度を知っても年齢制限に遭ってしまい、治療開始前から知りたかったとの後悔の声も聞いてきた。

ア センターには、相談と同時進行で、養子縁組・里親制度について知っていただく機能を検討すべきではないか。

#### (8) グリーフケア体制の構築について

世間が知らないだけで流産と死産は本当に多く、研究によれば、妊娠歴のある女性のうち約4割が流産を経験しており、50人に1人が死産を経験していた。

誰にも話せず、周囲の言動によって、妊婦も夫も孤立し苦しんでおり、グリーフケアを受けられる仕組みが必要だ。

ア こども育成部の「親子支援相談事業」で死産の相談を受けている実績があるが、市のホームページなどに流産や死産の相談をお聞きするとの記述がない。今すぐ明記すべきではないか。

イ センターには、死産や流産を経験した方々と配偶者等がグリーフケアを受けられる機能を検討すべきではないか。

### 3 LGBT関連施策数ランキングで全国自治体トップに本市が選ばれた結果を受けて

#### (1) 市長の感想と今後の意気込みについて

LGBTなどいわゆる性的マイノリティに関する施策が全国で最も多い自治体は横須賀市だとの調査結果が発表されて、メディアで大きく報じられた。

ア この結果を受けて市長はどうお感じになったか。

イ 性的な多様性の保障に関する市長の今後の意気込みはどうか。

#### (2) 市内の当事者の皆様に本市の取り組みを周知する必要性について

今回の報道で初めて本市の取り組みを知った当事者の方々は

とても多い。素晴らしい取り組みをしても、当事者に知られていなければ実施していないのと同じだ。

今までは着実に取り組みを進めることを最優先し、取り組みを広く周知する視点は弱かった。

ア 毎年5月17日の「多様な性にYESの日」に行われている街頭キャンペーンを本市の主催として、広く市民を対象に、性的な多様性への理解を広げ、本市の取り組みを周知すべきではないか。

(3) 全国の当事者の皆様に本市の取り組みを周知する必要性について

今回の報道を受けて、全国の当事者の方々や自治体関係者が本市に注目しており、広く全国に、本市をもっと知ってもらわなければならない。

毎年5月に国内最大のプライドフェスティバル「東京レインボープライド」(以下、TRP)が開催されており、今年は15万人が来場した。TRPには毎年200近いブースが出展しており、当事者団体、NPO、企業、大使館に加えて、国内の自治体も出展している。全国から訪れる15万人ものの方々に取り組みを知ってもらえる重要な機会だ。

ア 本市もTRPにブースを出展し、本市の取り組みや魅力を全国に対して知ってもらいやすい機会とすべきではないか。

#### 4 同性カップル等パートナーが現在も利用できる制度の存在とその周知の必要性について

仮に本市が同性カップル等のパートナーシップ制度を導入しても、国の定める同性婚ではないので法的な効果はなく、今後も法的な婚姻関係にある男女の夫婦と比べて同性カップル等パートナーへの差別的な扱いと不利益は続くことになる。

これまでも本市は、同性カップル等への実質的な不利益をなくす取り組みを続けてきた。今回は、既存の制度を活用して共同生活上の不利益を解消できる仕組みを確認したい。

(1) 同性カップル等の同一世帯の住民票の作成について

ア 生計が同一の同性カップル等パートナーの一方を世帯主として、もう一方を同居人とする続柄欄のある同一世帯の住民票を作成できるはずだが、本市ではいかがか。

(2) 同性カップル等の国民健康保険への加入について

ア 同一世帯の住民票登録をすれば同性カップル等のパートナーは、同一世帯者として国民健康保険に加入できるはずだが、本市ではいかがか。

イ 国民健康保険は世帯ごとの収入をもとに保険料を算定するため、同性カップル等が別々の単身世帯として支払う場合、不利益が生じている。2人が別々の単身世帯として支払う場合と同一の世帯として支払う場合とでは、年額どれだけ保険料に差が出るのか。

(3) 同性カップル等の生活保護の受給について

最後のセーフティーネットである生活保護は、生活保護法第10条と行政解釈によって、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること」と「世帯単位の原則」を明確化しており、要否判定・支給がなされてきた。

ア とともに暮らし、生計を一にしている同性カップル等のパートナーは同一世帯員として生活保護の要否判定・支給がなされるはずだが、本市ではいかがか。

(4) 現在も同性カップル等が利用できる制度だと周知する必要性について

これらはパートナーシップ制度がない現在も同一世帯と認定できれば利用できる。しかしこの事実が当事者には全く知られていない。

ア 現実に不利益を受けている当事者に対して、こうした制度が利用できることを周知すべきではないか。

(5) 同性カップルも里親になれることをホームページなどに明記する必要性について

昨年9月定例議会における市長との質疑を通して、本市は同

性カップルも里親になれる旨の答弁があった。しかし市民に広報されなければ、申請にはつながらない。

埼玉県議会では県知事がホームページへの明記を約束し、現在、埼玉県のホームページでは里親制度Q&Aのコーナーで同性カップルも里親になれることをきちんと明記している。

片や本市のホームページの「里親になるには」のコーナーは最低限の記述しかなく、とてもわかりづらい。

ア 本市ホームページも埼玉県のQ&Aのように、里親申請を迷っている方々にとってわかりやすく充実した内容に改善すべきではないか。

イ 改善に当たっては、同性カップルも対象だとわかるように明記すべきではないか。